

第2次臼杵市原油価格高騰対策経営継続支援金 個人事業主(青色申告)向け 申請要領

- 第2次臼杵市原油価格高騰対策経営継続支援金の申請にあたっては、**本申請要領を必ずご確認ください**。
- 法人の方は『法人向け』、個人事業主で白色申告の方は『個人事業主(白色申告)向け』の申請要領をご確認ください。

第2次臼杵市原油価格高騰対策経営継続支援金の概要

交付対象者	P2
対象となる業種	P3
減少率・交付額の算定例	P4

申請について

申請期間	P5
申請の流れ	P5
申請書類	P6～P9
特例申請	P10～P11
よくある質問	P12

第2次臼杵市原油価格高騰対策経営継続支援金の概要

新型コロナウイルス感染症の影響や原油価格の高騰などにより、引き続き売上の減少が続く事業者に対し支援金を交付します。

交付対象者

市内に主たる事業所を有し、以下の①～④の要件を全て満たす中小企業者

- ✓ 主たる事業所とは、申請者の主な事業拠点となる場所（店舗、事務所、工場など）のことです。
- ✓ 本支援金における中小企業者の定義は、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項に規定する中小企業者です。対象となる業種については次ページをご確認ください。また、「資本金の額又は出資の総額」と「常時使用する従業員の数」のいずれかが以下の表を満たす必要があります。

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

① 新型コロナウイルス感染症の影響などにより、自らの事業判断によらず、対象期間の売上高が基準期間の売上高と比較して30%以上減少していること

- ✓ 対象期間・・・令和4年7月～9月の期間
- ✓ 基準期間・・・平成30年から令和3年のうち、任意の選択した年の7月～9月の期間
- ✓ 新型コロナウイルス感染症や原油価格高騰などの影響によらない売上減少や、要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等による売上減少の場合は対象外です。
- ✓ この該当性の判断や交付額の算定に当たっては、個人事業収入として、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金、助成金等（持続化給付金や家賃支援給付金、一時支援金、月次支援金、JLOdlive補助金、事業再構築補助金、雇用調整助成金、時短要請協力金等）が含まれる場合は、その額を除きます。

② 支援金の申請時点において継続して事業を行っており、支援金交付後も事業を継続する意思があること

③ 国、県、その他団体から令和4年7月～9月の売上減少を対象要件とした給付金等を受けていないこと。

④ 市税の滞納がないこと

対象となる業種

本支援金の対象となる業種は以下の表のとおりです（日本標準産業分類における中分類）。**農業、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）、宗教、政治団体などは対象外です。**

どの業種に属するか分からない場合は、政府統計の分類検索システム「e-Stat」によりキーワード検索し、ご確認ください。（<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>）

大分類	中分類（対象となる業種）	大分類	中分類（対象となる業種）	
A 農業、林業	02 林業(素材生産業及び素材生産サービス業に限る)	I 卸売業、小売業	50 各種商品卸売業	
C 鉱業、採石業、砂利採取業	05 鉱業、採石業、砂利採取業		51 繊維・衣服等卸売業	
D 建設業	06 総合工事業		52 飲食料品卸売業	
	07 職別工事業(設備工事業を除く)		53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	
E 製造業	08 設備工事業		54 機械器具卸売業	
	09 食料品製造業		55 その他の卸売業	
	10 飲料・たばこ・飼料製造業		56 各種商品小売業	
	11 繊維工業		57 織物・衣服・身の回り品小売業	
	12 木材・木製品製造業(家具を除く)		58 飲食料品小売業	
	13 家具・装備品製造業		59 機械器具小売業	
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業		60 その他の小売業	
	15 印刷・同関連業		61 無店舗小売業	
	16 化学工業		J 金融業、保険業	67 保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業に限る)
	17 石油製品・石炭製品製造業		68 不動産取引業	
	18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)		K 不動産業、物品賃貸業	69 不動産賃貸業・管理業
	19 ゴム製品製造業	L 学術研究、専門・技術サービス業	70 物品賃貸業	
	20 なめし革・同製品・毛皮製造業		71 学術・開発研究機関	
	21 窯業・土石製品製造業	M 宿泊業、飲食サービス業	72 専門サービス業(他に分類されないもの)	
	22 鉄鋼業		73 広告業	
23 非鉄金属製造業	N 生活関連サービス業、娯楽業	74 技術サービス業(他に分類されないもの)		
24 金属製品製造業		75 宿泊業		
25 はん用機械器具製造業	O 教育、学習支援業	76 飲食店		
26 生産用機械器具製造業		77 持ち帰り・配達飲食サービス業		
27 業務用機械器具製造業	P 医療、福祉	78 洗濯・理容・美容・浴場業		
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業		79 その他の生活関連サービス業		
F 電気・ガス・熱供給・水道業	29 電気機械器具製造業	Q 複合サービス事業	80 娯楽業	
	30 情報通信機械器具製造業		81 学校教育	
	31 輸送用機械器具製造業	R サービス業(他に分類されないもの)	82 その他の教育、学習支援業	
32 その他の製造業	83 医療業			
G 情報通信業	33 電気業	P 医療、福祉	84 保健衛生	
	34 ガス業		85 社会保険・社会福祉・介護事業	
H 運輸業、郵便業	35 熱供給業	Q 複合サービス事業	86 郵便局	
	36 水道業		87 協同組合(他に分類されないもの)	
H 運輸業、郵便業	37 通信業	R サービス業(他に分類されないもの)	88 廃棄物処理業	
	38 放送業		89 自動車整備業	
	39 情報サービス業		90 機械等修理業(別掲を除く)	
	40 インターネット附随サービス業		91 職業紹介・労働者派遣業	
	41 映像・音声・文字情報制作業		92 その他の事業サービス業	
H 運輸業、郵便業	42 鉄道業	例) 電気工事業 → 08 設備工事業	95 その他のサービス業	
	43 道路旅客運送業		造船関連製造業 → 31 輸送用機械器具製造業	
	44 道路貨物運送業		パンの製造小売 → 58 飲食料品小売業	
	45 水運業		理容室、美容室 → 78 洗濯・理容・美容・浴場業	
	46 航空運輸業		鍼灸院、整骨院 → 83 医療業	
H 運輸業、郵便業	47 倉庫業			
	48 運輸に附帯するサービス業			
	49 郵便業(信書便事業を含む)			

減少率・交付額の算定例

A：基準期間（平成30年から令和3年のうち、任意の選択した年の7月～9月の期間）の個人事業収入

B：対象期間（令和4年7月～9月の期間）の個人事業収入

C：A－B

■減少率＝【(C/A)×100】(%) ≥ 30.0%が要件

■交付額＝C（千円未満切捨て、上限150,000円）

※算定に当たっては、個人事業収入として、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金、助成金等（持続化給付金や家賃支援給付金、一時支援金、月次支援金、JLODlive補助金、事業再構築補助金、雇用調整助成金、時短要請協力金等）が含まれる場合は、その額を除きます。

売上高（円）

(算定例1)

		7月	8月	9月	計
基準期間	平成30年	502,560	725,400	681,050	1,909,010
	令和1年	739,200	968,070	602,000	2,309,270
	令和2年	491,210	583,000	525,250	1,599,460
	令和3年	401,200	425,090	351,000	1,177,290
対象期間	令和4年	412,150	503,900	525,090	1,441,140

A = 2,309,270円 B = 1,441,140円 C = 2,309,270 - 1,441,140 = 868,130円
 ■減少率 = (868,130 / 2,309,270) × 100 = **37.5%**（小数点第2位以下切捨て）
 ■交付額 = C（千円未満切捨て、上限150,000円） = **150,000円**

売上高（円）

(算定例2)

		7月	8月	9月	計
基準期間	平成30年	502,560	725,400	681,050	1,909,010
	令和1年	539,200	768,070	402,000	1,709,270
	令和2年	491,210	583,000	525,250	1,599,460
	令和3年	401,200	425,090	351,000	1,177,290
対象期間	令和4年	412,150	503,900	525,090	1,441,140

A = 1,909,010円 B = 1,441,140円 C = 1,909,010 - 1,441,140 = 467,870円
 ■減少率 = (467,870 / 1,909,010) × 100 = **24.5%**（小数点第2位以下切捨て）
減少率が要件を満たしていないため、対象外

売上高（円）

(算定例3)

		7月	8月	9月	計
基準期間	平成30年	102,560	55,400	61,050	219,010
	令和1年	179,200	68,070	62,000	309,270
	令和2年	191,210	83,000	125,250	399,460
	令和3年	201,200	125,090	101,000	427,290
対象期間	令和4年	90,150	100,300	105,090	295,540

A = 427,290円 B = 295,540円 C = 427,290 - 295,540 = 131,750円
 ■減少率 = (131,750 / 427,290) × 100 = **30.8%**（小数点第2位以下切捨て）
 ■交付額 = C（千円未満切捨て、上限150,000円） = **131,000円**

申請について

申請期間

令和4年10月3日（月）～11月30日（水）

※郵送の場合は当日消印有効

申請の流れ

1. 交付要件のチェック



- ・ 申請要領P2～P4を確認し、交付対象者に該当するかチェックしてください。

2. 申請書類の準備



- ・ 以下の申請書類を準備してください（申請要領P6～P9参照）。
様式第1号及び様式第2号はホームページからダウンロードしてください。
 第2次臼杵市原油価格高騰対策経営継続支援金
申請書兼請求書（様式第1号）
 誓約書（様式第2号）
 基準期間を含む事業年度の確定申告書類の写し
 対象期間の売上台帳等の写し
 振込先口座の通帳の写し（表紙・表紙裏面）

3. 申請書類の記入



- ・ 添付書類を基に、第2次臼杵市原油価格高騰対策経営継続支援金申請書兼請求書（様式第1号）を記入・押印してください（申請要領P6参照）。
- ・ 誓約書（様式第2号）の内容を確認のうえ、自署又は記名押印してください（申請要領P7参照）。

4. 申請書類の提出



- ・ 申請書類一式を、郵送または持参にて提出してください。
【提出先】〒875-8501 臼杵市大字臼杵72番1
臼杵市役所 産業観光課
TEL：0972-63-1111（内線4021）
【申請期間】令和4年10月3日（月）～11月30日（水）※当日消印有効
- ・ 申請内容の不備や添付書類の不足などがあれば、市から確認の連絡や資料の追加提出をお願いする場合がありますので、連絡先は平日の日中に連絡が取れる番号を記入してください。

5. 交付決定、支援金の振込

- ・ 申請件数や審査の進捗によりますが、申請内容に不備がなければ、受付から2～3週間程度（土日祝日含む）での交付決定送付及び振込を想定しています。振込日の指定はできませんので、あらかじめご了承ください。

申請書類

第2次臼杵市原油価格高騰対策経営継続支援金申請書兼請求書（様式第1号）

- ✓ 以下の記入例を参考に、各項目（青字部分）を記入してください。
- ✓ エクセル様式の場合は、黄色セル部分を入力してください（黄色は印刷に反映されません）。

✓ 申請書に軽微な間違いがあった場合に修正できるよう捨印を押印（申請者印と同じもの）

様式第1号（第5条関係）



市 確 認 欄	産業観光課	税務課

✓ 申請日を記入

第2次臼杵市原油価格高騰対策経営継続支援金交付申請書兼請求書

令和4年〇〇月〇〇日

臼杵市長 中野 五郎 様

✓ 個人印を押印

【申請者について】

- ✓ 郵便番号・住所は、住民票上の住所を記入
- ✓ 氏名を記入
- ✓ 電話番号は、平日の日中に連絡がとれる番号を記入
- ✓ 事業形態は『個人事業主』にチェック

郵便番号	875-8501
住所	臼杵市大字臼杵72番1
氏名	臼杵 太郎
電話番号	090-××××-××××
事業形態	<input type="checkbox"/> 法人 <input checked="" type="checkbox"/> 個人事業主

【主たる事業所について】

- ✓ 屋号等がない場合は、氏名を記入
- ✓ 所在地は臼杵市から記入
- ✓ 業種は日本標準産業分類における中分類を記入（申請要領P2参照）
エクセル様式で入力する場合は、プルダウンから選択

経営継続支援金交付規則第5条の規定に基づきます。

記

業種(号)	臼杵美容室
所在地	臼杵市野津町大字野津市326番地の1
業種(日本標準産業分類における中分類)	78 洗濯・理容・美容・浴場業

✓ 【A】は添付書類（2）、【B】は添付書類（4）を基に売上高を記入し、交付対象額【C】と減少率、交付申請額を計算して記入（エクセル様式の場合は自動計算のため記入不要）

- ✓ 基準期間とする年（平成30年～令和3年のいずれか）を記入
- ✓ 新規開業特例を用いる場合は基準期間となる月（開業した月の翌月からの3ヶ月間）も記入

売上高	令和1年 7月～9月（基準期間）	【A】	2,309,270	円
	令和4年 7月～9月（対象期間）	【B】	1,441,140	円
	【A-B】	【C】	868,130	円
			37.5	%
			150,000	円

- ✓ 通帳を確認し、正しい口座番号・名義・フリガナを記入してください。

振込先	口座の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	支店名	〇〇支店
			口座番号	1 2 3 4 5 6 7
			ウスキ タロウ	
			臼杵 太郎	



年度の確定申告書類の写し
等の写し（申請者が法人である場合に限る。）
等の写し
写し
のほか、市長が必要と認める書類

添付書類（１）誓約書（様式第２号）

- ✓ 各項目の内容を必ず確認し、誓約年月日、住所、氏名を自署又は記名押印してください。
- ✓ 誓約できない場合は申請できません。

- ✓ 各項目の内容を必ず確認
- ✓ 誓約できる場合は下部に誓約年月日、住所、氏名を記入

- ✓ 誓約年月日を記入
- ✓ 住所は、住民票上の住所を記入
- ✓ 氏名を記入
- ✓ 自署でない場合は個人印を押印（自署の場合は不要）

様式第2号（第5条関係）
（宛先）白河市長 中野 五郎 様


誓約書

第2次白河市原油価格高騰対策経営継続支援金の申請に関して、次のとおり誓約します。

- 私（当社）の対象期間^{※1}の売上減少は、新型コロナウイルス感染症や原油価格高騰などの影響によるものであり、自らの事業判断^{※2}によるものではありません。
- 本支援金の交付決定に当たり、私（当社）の市税納付状況を照会・調査することについて同意します。
- 本支援金の申請時点において継続して事業を行っており、支援金交付後も事業を継続します。
- 国、県、その他団体から、対象期間^{※1}の売上減少を対象要件とした給付金等は受給していません。
- 私（当社）は、白河市暴力団排除条例（平成23年白河市条例第2号）第6条第1号に規定する暴力団関係者に該当しません。また、暴力団関係者と関係を有していません。
- その他白河市から関係書類の提出を求められた場合は、提出の要請に従います。
- 申請内容に偽りはありません。虚偽が判明した場合は、支援金の返還等に応じます。

※1…令和4年7月～9月の期間
※2…一要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等

誓約年月日 令和4年〇〇月〇〇日

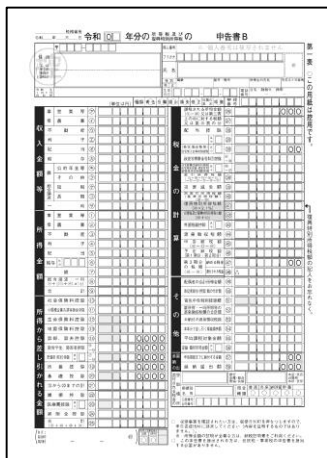
住所 白河市大字白件72番1
氏名 白件 太郎 

法人にあっては、その所在地及び名称並びに代表者の役職・氏名
（自署又は記名押印）

添付書類（２）基準期間を含む事業年度の確定申告書類の写し

- ✓ 基準期間（平成30年から令和3年のうち、任意の選択した年の7月～9月の期間）を含む事業年度の、**確定申告書第一票(1枚)**と**所得税青色申告決算書(2枚(P1.2))**のコピーを提出してください。

確定申告書第一表（1枚）



所得税青色申告決算書(P1.2)（2枚）



申請書兼請求書（様式第1号）に記入する基準期間の売上高【A】は、**所得税青色申告決算書に記載されている売上高と一致しなければなりません。**

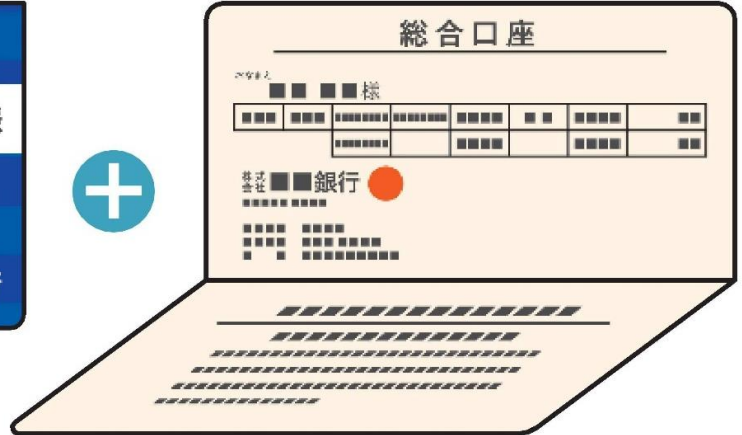
添付書類（5）振込先口座の通帳の写し(表紙・表紙裏面)

- ✓ 個人名義（申請者名義）の口座の振込先の通帳を添付してください。
- ✓ 金融機関名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が確認できるようコピーし、通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方を添付してください。
- ✓ 電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を印刷し、添付してください。
- ✓ 用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

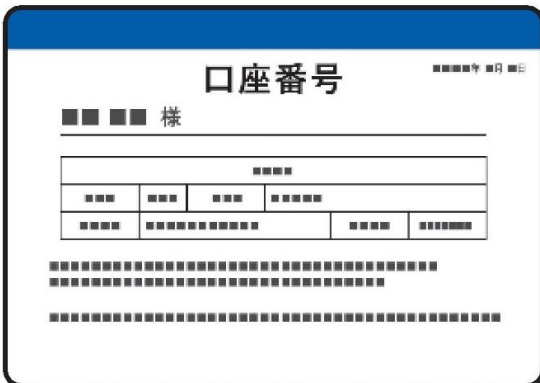
● 通帳のオモテ面



● 通帳を開いた1・2ページ目



● 電子通帳 画面コピー



(B) 事業承継特例（事業の承継を受けた事業者）

- ✓ **事業収入等を比較する2つの期間（基準期間・対象期間）の間に事業の承継を受けた事業者は、事業承継特例を用いることができます。**
- ✓ 追加書類として、**個人事業の開業・廃業等届出書**を提出してください

税務署受付印		1 0 4 0	
個人事業の開業・廃業等届出書			
納税地	住所・居所・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (〒 -) (TEL. - -)		
税務署長	上記以外の住所・事業所等がある場合は記載します。 (〒 -) (TEL. - -)		
提出年月日	フリガナ		
氏名	生年月日	大正 昭和 平成 年 月 日生	
個人番号	〒		
職業	フリガナ	屋号	
個人事業の開業等について次のとおり届けます。			
届出の区分	開業（事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名を記載します。） 住所 _____ 氏名 _____		
所得の種類	中務所・事業所の（開設・用紙・移転・廃止）		
	廃業（事由） （事業の引継ぎ（譲渡）による場合は、引き継いだ（譲渡した）先の住所・氏名を記載します。） 住所 _____ 氏名 _____		
開業・廃業等日	開業や廃業、事務所・事業所の新増設等のあった日 平成 年 月 日		
事業所等を新増設、移転、廃止した場合	新増設、移転後の所在地	(電話)	
廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合	設立法人名	代表者名	
	法人納税地	設立登記	平成 年 月 日
開業・廃業に伴う届出書の提出の有無	「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめ届出書」	有・無	
	消費税に関する「課税事業者選択届出書」又は「事業廃止届出書」	有・無	
事業の概要	できるだけ具体的に記載します。		
給与等の支払状況	区分	従事員数	給与の定め方
	専従者	人	税額の有無
	使用人		有・無
	計		有・無
	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の提出の有無		有・無
	給与支払を開始する年月日		平成 年 月 日
問い合わせ先	(TEL. - -)		
税務署	整理番号	国庫印	A B C 番号確認 印元確認
	01		<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済
受理機関	通信日付印の年月日	確認印	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()

- ✓ 「届出の区分」欄において「開業」が選択されており、**事業を行っていた者の確定申告書に記載の住所・氏名からの事業の引継ぎが明記されていること。**
- ✓ 「開業日」が**事業収入等を比較する2つの期間（基準期間・対象期間）の間**であること。

よくある質問

Q 令和4年7月～9月のうち、1ヶ月のみ30%以上減少しているが対象になるか。

A 対象になりません。売上減少の要件は、令和4年7月～9月の3ヶ月間の売上高が30%以上減少していることです。

Q 経営している事業所が複数あり、一部の事業所のみ売上が減少している場合も対象になるか。

A 対象になりません。申請は事業者単位としているため、申請者が行っている事業全体の売上高で比較してください。

Q 経営している事業所が複数あり、それぞれの事業所で売上減少の要件を満たしている場合は、事業所単位で申請してよいか。

A 申請は事業者単位としているため、事業所単位での申請はできません。また、申請は1回限りですので、複数に分けての申請もできません。

Q 住所は市外だが、経営している店舗が臼杵市内にある場合は対象になるか。

A 市内に主たる事業所を有することが要件の1つであるため、臼杵市内にある事務所や店舗などが主たる事業所※である場合は対象になります。

※主たる事業所とは、申請者の主な事業拠点となる場所（店舗、事務所、工場など）のことです。

Q 令和4年7月～9月の期間のうち、一時的に自主休業していたことによって売上が減少している場合も対象になるのか。

A 要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等による売上減少の場合は対象外です（新型コロナウイルスへの感染による保健所からの指示や、急病などによる休業の場合は、自主休業にあてはまりません）。

また、新型コロナウイルス感染症や原油価格高騰などの影響によらない売上減少の場合も対象外です。

Q 市税を滞納している場合はどうなるのか。

A 市税の滞納がないことが要件ですので、申請時点で未納分がある場合は事前に納付してください。なお、金融機関等で納付した場合、納付の確認に数日かかりますのでご注意ください。また、納税の猶予や分割納付については、税務課にてご相談ください。